

環境経済委員会

中央卸売市場

浜松市中央卸売市場再整備事業における実施方針の取り消しについて

1 取り消しの理由

本市場では、令和 7 年 12 月 18 日に浜松市中央卸売市場再整備事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）に準じて実施方針を公表した。

しかしながら、その後、本実施方針による整備方式（DBM 方式）では、農林水産省「強い農業づくり総合支援交付金」（以下、「交付金」という。）の活用が困難であることが判明したほか、交付金要綱の改正に伴い場内事業者と施設の規模、レイアウト、設備内容、使用料等について合意形成した内容の詳細及び署名を記載した書面の提出が交付要件に追加された。

このため、財務面及びスケジュール面から検討の結果、着実に本事業の実現を図るには、実施方針の内容を見直す必要が生じたため、取り消しするもの。

2 今後について

- ・ 現在実施方針で公表している DBM 方式にかわり、交付金が活用しやすい BTM 方式（PFI 法に基づく民間活力導入手法）を中心に、事業方式を再検討する。
- ・ 事業方式の変更と交付金要綱の改正に伴い、市場関係機関との使用料の考え方についての合意形成に向け協議を進めつつ再整備スケジュールを検討する。
- ・ 今後のスケジュールについては、民間事業者ヒアリングや PFI 等審査委員会などと協議を行った上で、令和 8 年 11 月頃を目途に公表する。

【参考】

1 強い農業づくり交付金総合支援交付金の流れ

事業方式	DBM 方式	【PFI】BTM 方式
概要	<ul style="list-style-type: none"> 市が設計、施工、維持管理を一括発注し、市と民間事業者で一括して請負契約と委託契約を締結。 	<ul style="list-style-type: none"> PFI 法に基づき市が設計、施工、維持管理を一括して募集選定し、市と民間事業者で特定事業契約締結。民間事業者が SPC(特別目的会社)を組成。SPC が設計、施工、維持管理業者とそれぞれ契約締結。
交付申請及び交付決定	一括発注（設計、施工等）の入札公告前	(実施設計) SPC と設計業者との契約締結前（施工） SPC と建設業者との契約締結前
交付金	<ul style="list-style-type: none"> 現計画：事業の着手（入札公告）は交付金申請及び交付決定後に行うものとされているが、現在のスケジュールでは交付決定前の 3 月に入札公告を予定していた。 仮に交付決定を受けても設計を行わなければ工事着手までに整備内容（建設費、施設規模）の変更要素が大きく、整備内容確定に伴う事業内容の変更が実務上不可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 市と民間事業者が事業契約を締結した後に、民間事業者が SPC を組成し、SPC が各事業者と契約締結する前に交付決定を受ける。 整備内容（建設費、施工規模）について、基本設計及び実施設計完了後の交付申請及び交付決定であるため交付金に関して大きな変更はない。

2 強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱の一部改正（新設部分抜粋）

「関係者との合意形成

補助事業者は、事業実施計画を着実に実施するため、場内事業者との間で、施設の規模、レイアウト及び設備内容並びに整備後の使用料等について合意形成を行うとともに、合意形成した内容の詳細及び関係者の署名を記載した書面を（～略～）事業実施計画と併せて都道府県知事に提出すること。」